

2020年規則改定について（解説）

第1章 競技規則

4 競技会第

P.6 第30条（追加）

演技中の不快不慮の事故がおきた場合は、監督者を通じて直ちに審判長に連絡し演技を中断し、医師の診断を受けなければならない。また審判長または競技部長が危険と判断し中断の指示が出た場合はその指示に従わなければならない。

選手の安全を第一に考えることから、事故などの緊急時には、審判長ならびに競技部長が演技の中断の指示をすることがあることを規則として記載しました。

第2章 採点規則

3 一般的な採点規則（追加）

P.18 第22条 伴奏音楽 6（追加）

6 伴奏音楽がかからない場合やかけ間違いがあった場合、選手は審判に合図をし、速やかに競技面から退場したのち、競技部長の合図を待って競技を再開する。

【減点なし】

かけ間違い、機器の読み込み不良などによる入場減点などをなくすものです。演技として動き出してしまった場合はこの項目に該当はしません。入場からのやり直しになりますので、大会運営に影響をきたします。極力起きないように準備をしてください。

4 団体競技

P.20 第26条 演技人数 3（追加）

演技人数が6名に満たない場合は、以下のとおりとする。

- 1 4名未満の場合は出場できない。
- 2 4～5名の場合

構成主任審判より減点：1名につき…1. 50点

3 演技途中で離脱者が出た場合は直ちに演技を終了しなければならない。

演技途中で離脱する選手がいた場合の取り扱いについて追加しました。一人欠けることによって起きる二次的な事故を防ぐためのものです。過去にはそのまま続けて採点されていましたが、今後は演技を終了することになります。あくまでも安全確保のため変更ですので、危険な場合にも、無理をさせ離脱させないような指導にはつなげないでください。

第3章 付録

P.54 2-1 新体操男子ジュニア適用規則（変更）

手具のサイズが少し小さく（細く）ても良くなりました。